九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

概念フレームワークにおけるリサイクリング問題について

岩崎, 勇
九州大学大学院経済学研究院 : 教授

https://doi.org/10.15017/1445939

出版情報：經濟學研究. 80 (5/6), pp.137-159, 2014-03-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

概念フレームワークにおけるリサイクリング問題について

岩　崎　　勇

Ⅰ　はじめに

国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表する国際財務報告基準（以下、「IFRS」という）において、純利益ないしその他の包括利益（以下、「OCI」ともいう）とは何か、及び両者をどのような基準に基づいて区分していくのかという区分問題並びに従来の発生主義会計（ないし動態論）に基づき計算された純利益概念が変容してきているという純利益の変容の問題等と関連して、リサイクリングの問題がある。すなわち、リサイクリング問題を考える場合には、その前提として、純利益概念やその他の包括利益概念の定義、両者を区分する基準及び純利益概念を変容させていいのか否か等の問題が関わってくる。このような問題に対して、IASBは2013年の概念フレームワーク（以下、「概念的枠組み」という）についての討議資料（IASB［2013a］、以下、討議資料という）において概念的枠組みとして初めて検討を行っている。

このような状況の下において、本稿では、このリサイクリング問題について、IASBが公表している概念的枠組みに関する討議資料等の文献研究によって、伝統的な純利益概念を維持するために、リサイクリングが行われるべきことを明らかにしていくことを目的としている。

Ⅱ　リサイクリングの検討

1　現在の概念的枠組みの問題点

(1) 用語の定義

ここでは、本稿で使用する用語の定義をしていくものとする。まず、「(財務) 業績」について「利益は、業績の測定値として……用いられることが多」く（IASC［1989］par.69)、表1のように、一般に、①（一計算書アプローチに基づく)「包括利益計算書」ないし「純損益及びその他の包括利益計算書」(IASB［2001］par.81A、以下では、単に「包括利益計算書」[1)]という。）上で計算表示される「包括利益」を業績と考える広義説、②損益計算書上で計算表示される「(当期) 純利益」を業績と考える狭義説及び③損益計算書上の「経常利益」を業績と考える最狭義説等がある。

広義説は、例えば、現行のIASBの資産負債中心観に基づく概念的枠組みで使用されているものである。すなわち、討議資料では、次式のように、「全ての収益費用項目は、企業の財務業績の結果であ

表1　業績の考え方

摘　要	業績（利益）	根　　拠	適　用　例
① 広義説	包括利益	資産負債中心観に基づくもの	IASB
② 狭義説	純利益	収益費用中心観で包括主義に基づくもの	日本
③ 最狭義説	経常利益	収益費用中心観で当期業績主義に基づくもの	日本（以前）

（出所）著者作成

り、包括利益合計に含まれる」（IASB［2013a］par.8.15）として広義の業績概念を使用している。

【IASB の包括利益の考え方】　収益－費用＝包括利益

しかも、「包括利益」が業績としての利益であるということは、IASB が必ずしも全てのその他の包括利益項目のリサイクリングを要求していないことからも、裏付けられる。他方、我が国では従来から業績に関して収益費用中心観に基礎をおく包括主義の考え方に基づき、狭義説を採用し、損益計算書上で計算表示される「（当期）純利益」を業績として捉えてきている[2)]。このことは、2013年12月に企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）が公表した概念的枠組みに関するペーパー「純利益／その他の包括利益及び測定」（西川［2013a］）において、表２のように、包括利益が財政状態の報告の観点からの利益であるのに対して、「純利益とは、純資産を構成する認識された資産及び負債についての企業の財務業績の観点から」の利益である（西川［2013a］５項）という表現から及び基本的に全てのその他の包括利益のリサイクリングを要求していること[3)]（同上、50項）からも裏付けられる。

表2　ASBJ の利益の捉え方

包括利益	財政状態の報告の観点からの利益
純 利 益	財務業績の観点からの利益

（出所）著者作成

また、我が国においては、これ以前において当期業績主義の考え方に基づき「経常利益」を業績と考える最狭義説が採用されていた。

なお、リサイクリングの問題を考える場合には、純利益を主たる（財務）業績と考えるか否かが非常に重要である。すなわち、我が国では、現行の連結会計制度上、包括利益概念を既に導入しているが、個別会計制度上は包括利益概念を未だ導入していない。さらに、前述のように、基本的に全てのその他の包括利益項目を純利益へリサイクルするので、あくまでも主たる業績として純利益を想定していると考えられる。このように、リサイクリングを行うか否かを考える場合に、業績とは何かということが、大きな影響を与えることとなる。また、この討議資料について我が国の ASBJ では「profit or loss」を「純損益」と訳しているけれども、本稿において、図１のように、従来から一般に使用されて来ている（損益計算書上で示される）「（当期）純利益」という用語を使用している。

そして、わが国の概念的枠組みに関する討議資料に典型的に見られるように、一般に「純利益」は収益費用中心観に基づき財務業績の報告の観点から損益計算書上で計算される利益・業績概念であるのに対して、「包括利益」は資産負債中心観に基づき財政状態の報告の観点から期首期末の貸借対照表

図１　純利益とその他の包括利益との関係

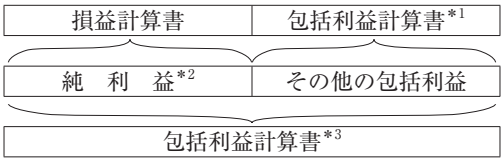

＊１：二計算書アプローチによるもの
＊２：ASBJ では「純損益」と訳しているもの
＊３：一計算書アプローチによるもので、討議資料では「純利益及びその他の包括利益計算書」と呼ばれているもの
（出所）　著者作成

上の資産負債の差額としての純資産（持分）の差額として計算される利益・業績概念である。この場合、両者の橋渡しをする利益概念が「その他の包括利益」概念である。

そして、「リサイクリング」について、IASB の概念的枠組みにおいて、「その他の包括利益に認識された利得損失（gains and losses）の一部は、実現時又は特定の会計基準によって規定された時に，純損益に振り替えられる。このような振替（reclassification）は『リサイクリング』と呼ばれることがある」（IASB［2013a］par.8.8）というように説明している。それゆえ、ここでは、リサイクリングを、図２のように、一旦その他の包括利益の構成要素として認識された項目を、実現等によりその暫定的な内容が後で取り消されない事実として確定すること等という一定の要件を満たした時（解消時）に、純損益に振り替えることという意味で使用していくものとする。

図２　リサイクリング

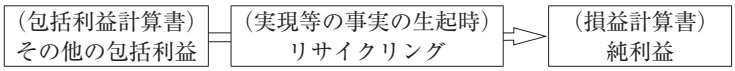

（出所）著者作成

（2）IASB の純利益及びその他の包括利益に関する考え方

以上のように、用語の定義が明確にされたので、次にここでは、純利益の区分を設けるべきか否かについて検討し、純利益概念を維持すべきことを明らかにしていきたい。

IASB のような資産負債中心観に基づく場合には、その利益概念の考え方として、表３のように、一般に資産負債中心観の観点からの本来的な利益である包括利益概念のみを利益と捉える考え方（「一元的利益概念」）と、包括利益概念以外に純利益概念も利益であると捉える考え方（「二元的利益概念」）の二つが考えられる。

表３　利益概念

利　益　概　念	内　　容
① 一元的利益概念	包括利益概念のみ
② 二元的利益概念	包括利益概念と純利益概念

（出所）著者作成

前者の一元的利益概念では、包括利益計算書上全ての収益費用項目は、収益費用概念に含まれる項目であるという広い意味で基本的に同質であると考え、それゆえ、包括利益計算書上のどこかにそれを収益費用項目として一度計上すれば充分であり、純利益概念を特に必要とするものでないと考えるものである。他方、後者の二元的利益概念では、損益計算書上表示される純利益項目と包括利益計算書上表示されるその他の包括利益項目とはその性質が異なるので、双方の利益概念を維持すべきであるという考え方である。

そこでこの問題を、会計目的ないしそれを具体的に展開した財務諸表の目的の観点から検討すれば、包括利益計算書の目的は、認識した収益費用項目についての要約情報を、財務諸表の利用者が企業への資源提供に関する意思決定を行うのに有用な方法で分類及び集約して描写することである。それゆえ、この場合、類似している収益費用項目又は類似した予測価値を有するものを一緒にグループ化すれば、情報をより理解可能性があり、より使用しやすくし得るであろう。このように情報を構成する最も効果的な方法の１つは、純利益等の小計を使用することである（Ibid., pars.8.5-8.7）。それゆえ、現行のIAS第１号「財務諸表の表示」では、包括利益合計は２つのもの、すなわち純利益とその他の包括利益へ区分することを要求している（Ibid., par.8.10）。また、業績指標の要約数値として、実務上純利益は包括利益よりもより頻繁に用いられている[4)]（Ibid., par.8.16）。

上述のようなことを考慮し、また、次のような理由によって、IASBは、包括利益計算書上において純利益概念を維持する考え方に賛成している（Ibid., pars.8.20-8.22）。

(a)　財務諸表の利用者は、純利益及びそれらが配当支払能力、また債務弁済能力に影響を及ぼす情報に主に関心を持っている。それゆえ、純利益を合計ないし小計で表示することは、利用者ニーズを支援するものである。

(b)　純利益は、再測定による利得損失のうち将来正味キャッシュ・インフローの予測への役立ちが低い可能性があるものを除外している。というのは、それらは、持続的ないし反復的ではなく、将来の見積もりや価格についての変動に左右されるからである。さらに、ある再測定は、例えば、金利の変動のような要因から生じるもののように、（一旦現在価値に割引することによって）再測定された資産負債を存続期間にわたり自動的に割戻す（rewinding）傾向があるからである。

(c)　純利益は、包括利益合計よりも企業の事業モデルとより密接に合致し得る可能性があり、それゆえ、経営者の観点から企業の資源がどのように使用されたのかについての情報を提供する。

さらに、IASBは、リサイクリングを行うという理由からも、上記の包括利益を純利益とその他の包括利益を分ける必要がある（Ibid., par.8.26）と考えている[5)]。

以上のように、IASBは、会計目的である有用な財務情報の提供のため、配当支払能力等の評価という利用者ニーズに応えるため、再測定による将来正味キャッシュ・インフローの低い予測精度を排除するため、事業モデルとの整合性を取るため及びリサイクリングを行うための観点から包括利益概念のみならず、純利益概念を維持するという二元的利益概念を採用している。なお、この他に、ASBJが指摘するように、純利益は財務業績の観点からの利益であるのに対して、包括利益はリスクや財務実態の開示のための財政状態の表示の観点からの利益である（西川［2013a］５項）ので、二元的利益概

念を採用すべきであるとも考えられる。

(3) 現行の IASB 概念的枠組みの問題点

上述のように、二元的利益概念が採用されるべきことが明確にされたので、次にここでは、リサイクリングについて現行の IASB 概念的枠組みが、どのような問題点を持っているのかを明らかにしていきたい。

概念的枠組みにおけるリサイクリングに関する問題点としては、リサイクリングについての統一した原則を IASB が持っていないことである。より具体的には、表４のように、概念的枠組みにおいて、「(a) どの収益費用項目が純損益で表示され、またどの項目がその他の包括利益で表示されるべきか、及び、(b) 以前にその他の包括利益で認識された項目がその他の包括利益から純損益へリサイクルされるべきか否か、及びいつそれを行うべきかについて決定する原則がない」(IASB［2013b］p.8) ことが、現行の概念的枠組み上のリサイクリングに関する問題である。

表４　現行の IASB 概念的枠組み上のリサイクリングに関する問題点

根本問題	具体的な内容	要約
リサイクリングについて統一的な原則を持たないこと	①どの項目が純利益又はその他の包括利益に表示されるのか	純利益とその他の包括利益の区分基準
	②リサイクリングの要否	リサイクリングの要否・範囲
	③いつリサイクリングを行うのか	リサイクリングのタイミング

（出所）IASB［2013b］p.8を参照して著者作成

上記 (a) は、収益費用項目を純利益又はその他の包括利益のどちらに計上するのかに関する「区分基準」の問題であり、以下２ (1)「純利益とその他の包括利益の区分基準」の節で検討を行っている。また、上記 (b) は、リサイクリングを行うべきか否か（「リサイクリングの要否・範囲」）、及びいつそれを行うのか（「リサイクリングのタイミング」）の問題であり、後述２ (2)「IASB のリサイクリングアプローチ」等の節で検討を行っている。

２　討議資料での改善案

(1) 純利益とその他の包括利益の区分基準

①　純利益とその他の包括利益の区分基準

リサイクリング問題を考える場合、まず何が純利益上認識される収益費用項目とその他の包括利益で認識されるものとを区別するのかの問題が答えられなければならない。これらは、純利益とその他の包括利益のどちらの区分に収益費用項目を計上するのかという「区分基準」の問題であり、以下では、この問題について検討を行うこととする。

この純利益とその他の包括利益の区分基準と関連して、どちらの内容を先に決定するのかの方法と

して、表５のような２つのものがある。

表５　純利益とその他の包括利益の規定方法

摘　　要	内　　容	例
① 純利益規定法	純利益を先に規定して、それ以外のものをその他の包括利益とする方法	ASBJ で採用
② その他の包括利益規定法	その他の包括利益を先に規定して、それ以外のものを純利益とする方法	IFRS で採用

（出所）著者作成

第１は、「純利益規定法」すなわち純利益を先に規定して、それ以外のものをその他の包括利益とする方法であり、第２法は、「その他の包括利益規定法」すなわちその他の包括利益を先に規定して、それ以外のものを純利益とする方法である。

② 区分基準の検討

この区分基準について、IASB は、包括利益計算書上何が純利益で認識されるのか（純利益規定法）というよりも、その他の包括利益で認識され得る項目の種類を規定すること（その他の包括利益規定法）を提案している。

すなわちここでは、包括利益のうちまずその他の包括利益を IFRS が独立的に決定し、それ以外のものを従属的に（ないし補集合として）純利益として位置づけており、純利益がその他の包括利益以外のなんでも入るゴミ箱的な存在になっていることになる。しかもここでは、純利益は明確に定義されておらず、純利益軽視・包括利益重視の思考がその背後に窺える。なお、このような原則的な区分としての純利益の取扱は、IFRS によって許容又は要求された場合のみ、その他の包括利益への計上を行うという現行の IFRS と一致し、これは、企業がある項目をアナロジーでその他の包括利益へ計上することを不可能にするものである（IASB［2013a］pars.8.35-8.36）としている。

図３　純利益とその他の包括利益との関係

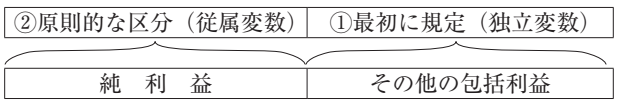

（出所）著者作成

このアプローチは、図３のように、純利益は原則的な区分（補集合区分ないしゴミ箱区分）（default category）[6] として扱うことを意味する（Ibid., par.8.35）。しかし、この規定の仕方は、歴史的な発生経緯からすると順序が逆になっていると考えられる。

図４　純利益の位置づけ

【歴　史　的】①純利益→②包括利益→③（＝②－①）その他の包括利益＊1
【概念的枠組み】①包括利益→②その他の包括利益→③（＝①－②）純利益＊2

＊１：補集合としてのその他の包括利益。純利益重視の思考が窺える。
＊２：補集合としての純利益。包括利益重視の思考が窺える。
（出所）著者作成

すなわち、図４のように、歴史的には、適正な期間損益計算を行うために発生主義会計により企業が実際に参加した過去の取引（収支）を基礎として純利益を計算表示するという収益費用中心観に基づく純利益概念が先に存在していた。ここでは、純利益重視の思考が窺える。そしてその後、企業のリスクや財務実態の開示を行うことによって意思決定のために有用な情報を提供するという目的で、公正価値会計が部分的に導入され、資産負債中心観に基づく包括利益概念が登場した。そしてこの時、従来の純利益に当てはまらない両利益観の調整項目をその他の包括利益と名付けた[7)]。この場合には、純利益が独立変数であり、その他の包括利益が従属変数ないし補集合[8)]として位置づけられている。

ちなみに、我が国の ASBJ では、このような立場に立ち、歴史的な発展のそれと同様に、純利益を独立的に定義すると共に、純利益をその他の包括利益に依存させずに、その他の包括利益とは別個のものとして概念規定をしている[9)]。このように、純利益とその他の包括利益とは、その発生原因が異なるので、両者を明確に定義することが重要であり、少なくとも純利益をその他の包括利益に依存させずに独立的に定義することが必要であると考えられる。

なお、IASB は、純利益とその他の包括利益を区分するためによく提示される区分属性として、表６のようなものがあるとしている。

表６　純利益とその他の包括利益とを区分する属性（要因）についての一般的提案

区分する OCI の属性	単独使用への賛成論	単独使用への反対論
未実現 ・収益費用の未実現項目（再測定）はその他の包括利益で認識 ・実現時に純利益へリサイクリング	・ほとんどの再測定は、一時的な性質のものである価格や見積の変動から生じる。 ・実現収益費用はより確実であり、それゆえ、将来キャッシュ・フローの予測上より有用である。	・業績の指標としての実現の重要性は、どのように原資産が将来キャッシュ・フローへ貢献するのかの予想に依存する。 ・実現は、財務業績について有用な情報を提供しない場合がある。例えば、流動性の高い（liquid）金融商品の売却ないしデリバティブ契約からの収入等 ・実現のタイミングは利益操作を可能にする。
非反復性 ・非反復的な収益費用項目はその他の包括利益で認識 ・リサイクリングの判断基礎はない	将来において反復すると予想される過去の取引から生じた収益費用は、反復すると予想されないものよりも、予測価値を持つ傾向がある。	・どの収益費用項目が非反復的であるのかを決定することは困難（そして恐らく恣意的） ・財務諸表の異なった利用者は、何が反復的かに関して異なった見解を持っている。 ・何が反復的ないし非反復的かとされるのかは、産業により、また同じ産業内においても異なる。
営業外 ・営業外収益費用はその他の包括利益で認識 ・リサイクリングの判断基礎はない	それらが経営者によって定義される限りにおいて、営業収益費用は、将来における予測価値があると考えられる企業の財務業績の内訳項目についての経営者の見解を反映する。	・何が営業外であるのかの判断は、経営者の判断に基づくものとなり、それゆえ企業間の比較可能性が低下する。 ・何が営業・営業外であるのかは、報告企業間の活動環境の状況によるので、広く適用可能な会計基準で定義することは困難である。

測定上の不確実性 ・非常に測定上の不確実性（too much measurement uncertainty）の高い収益費用項目はその他の包括利益で認識 ・恐らくその測定の不確実が低くなった時に、リサイクリング	・より測定上の不確実性の低い資産負債から生じる収益費用項目は、実際の将来キャッシュ・フローをよりよく予測できるであろう。 ・短期的な性質の測定の方が、より確実であり、それゆえ、より実際のキャッシュ・フローを反映する可能性が高い。	・その他の包括利益で認識されなければならないほど不確実となる時点の判定は困難（そして恐らく恣意的） ・不確実な測定から生じる収益費用は、確実な測定から生じる項目と経済的に相殺されるであろう。 ・（例えば、のれんの減損や貸付金の貸倒引当金のように）非常に不確実性の高い項目の一部の測定上の変動は純利益で認識しており、その他の包括利益でそれらを認識することを支持する人はほとんどないであろう。
長期 ・長期的に実現する収益費用項目はその他の包括利益で認識 ・恐らく当該資産負債が短期となった時に、リサイクリング	短期的に実現しそうもない収益費用項目の一部は、実現以前に反転したり他の形で変化する可能性が高い。それゆえ、予測価値が低い。	・何が「短期」なのかを判定することは困難（そして恐らく恣意的） ・何が「長期」として認識されるのかは、資産負債の種類、業種や事業によって異なる。
経営者の統制外 ・経営者の統制外での事象として生じる収益費用項目はその他の包括利益で認識 ・リサイクリングの判断基礎はない	経営者の統制外の収益費用項目は、企業及び経営者の業績の適切な指標でない。	・何が「経営者の統制下」にあるのかを決定することは困難（そして恐らく恣意的）。例として、もしそれがトレーディング目的で保有されているのであれば、市場金利の変動による負債性金融商品からの公正価値利得が経営者の統制下にあるのか。 ・経営者はどのようなリスクを引き受けるのかを選択するので、最終的に全てないしほとんどのリスクは統制できる。

（出所）IASB［2013a］par.8.37

しかし、上述のどの属性も運用可能な形で、有意義に純利益項目とその他の包括利益項目の２つに項目を区分できない（Ibid., par.8.38）とIASBは考えている。そして、IASBは、純利益は原則的な区分であるというその他の包括利益規定法を基礎として、何がその他の包括利益に含まれるかについて、以下に掲げるアプローチを検討している。

(2) IASBのリサイクリングに関するアプローチ

前述のように、収益費用項目を純利益又はその他の包括利益のいずれかの区分に分類したとして、次にリサイクリングの要否及びそのタイミングの問題がある。これらの問題を検討するに当たって、まずリサイクリングに関するアプローチの種類及びIASBのリサイクリングに関する考え方について検討し、リサイクリングアプローチを採用すべきことを明らかにしていくこととする。

① リサイクリングに関するアプローチ

リサイクリングの要否に関するアプローチとして、IASBは、表７のようなものを考えている。なお、ここではASBJの主張する連結環アプローチを付加している。

第１は、リサイクリングを禁止しようというアプローチ（「リサイクリング禁止アプローチ」）である。これは、収益費用項目は、包括利益計算書上で１回だけ認識されなければならず、それゆえ、決

表7　リサイクリングの要否に関するアプローチ

リサイクリング		アプローチ		内　　容	採　　用	
リサイクリング	しない	(1) リサイクリング禁止アプローチ*1		リサイクリングを行わないというアプローチ	採用	しない
	する	(2) リサイクリングアプローチ	①狭いアプローチ*1	橋渡し項目とミスマッチのある再測定のみを計上し、全てをリサイクルするアプローチ		いずれかの採用
			②広いアプローチ*1	橋渡し項目、ミスマッチのある再測定及び一時的な再測定を計上し、これらの一部をリサイクルするアプローチ		
			③連結環アプローチ*2	その他の包括利益項目を分類せず、純利益とその他の包括利益の連結環として広く捉え、全てをリサイクルするアプローチ	ASBJ	

＊1：IASB で検討　　＊2：ASBJ の主張で、「広い全部リサイクリングアプローチ」と呼ぶことも出来る。
（出所）著者作成

してリサイクルすべきではないという考え方である（Ibid., par.8.29）。第２は、現行の純利益概念を残し、リサイクリングを行うというアプローチ（「リサイクリングアプローチ」）である。これには、①「橋渡し項目」（bridge items）と「ミスマッチのある再測定」のみをリサイクルするというアプローチ（「狭いアプローチ」）と、②橋渡し項目・ミスマッチのある再測定並びに一時的な再測定（の一部の項目）をリサイクルするというアプローチ（「広いアプローチ」）とがある。

② IASB のリサイクリングについてのアプローチ

上述のように、リサイクリングについては、それを行うことについて大きく２つの説が対立しているが、IASB は、表８のように、次のような理由によって、リサイクリングアプローチの方に賛成している（Ibid., par.8.24）。

表8　リサイクリングアプローチへの賛成の理由

① リターン（財務業績）の主たる情報源としての純利益の完全性の保証
② 当期に生じた取引・事象についての目的適合的な情報の提供
③ 純利益の比較可能性の向上

（出所）IASB［2013a］par.8.24を参照して著者作成

(a)　リサイクリングは、その経済的資源に対して獲得したリターン（すなわち財務業績）についての主たる情報源としての純利益の完全性（integrity）を保証することができる。というのは、全ての収益費用項目は、いずれかの時点で純利益として認識されることになるからである。

(b)　リサイクリングは、（例えば、実現や決済のように）当期に生じた取引ないし事象について目的適合的な情報を財務諸表の利用者に提供し得る。

(c)　リサイクリングは、IFRS が類似した収益費用項目を純利益又はその他の包括利益のいずれかで認識することを許容ないし要求するという状況の下において、純利益の比較可能性を高めることができる。例えば、IAS 第16号「有形固定資産」の規定に従って不動産を（再評価モデルに基づい

て）再評価することを選択した企業の純利益と、（原価評価モデルに基づいて）不動産の再評価を選択しない他の企業の純利益とをより比較可能なものとする。これは、両方の企業が、同じ期間に損益計算書上その不動産の売却損益を認識するからである。

このように、IASB は、第１のリサイクリング禁止アプローチではなく、第２のリサイクリングアプローチを採用している（Ibid., pars.8.27-8.28）。このようなリサイクリングアプローチの採用は、リサイクルに基づく純利益の計算表示によって、受託責任の解除や投資等の意思決定のために有用な情報を提供することが出来るので、合理的であると考えられる。

(3) リサイクリングアプローチの検討

リサイクリング問題における純利益とその他の包括利益の規定方法に関して、IASB は、その他の包括利益規定法に基づき最終的に「概念的枠組みは、(a) いくつかの収益費用項目がリサイクルされることになる純損益合計又は小計を要求しなければならない。また、(b) 資産負債の現在測定値（再測定）における変動から生じる収益費用項目に、その他の包括利益の使用を限定しなければならない。ただし、全てのそのような再測定がその他の包括利益で認識される資格があるとは限らない」ことを提案している（IASB［2013b］p.8）。すなわち、ここでは、純利益が表示されること、及び資産負債の再測定（現在価値測定）における変動から生じる収益費用項目のみがその他の包括利益となれる資格があることを明確にしている。なお、この測定属性とリサイクリングとの関係の問題に関しては、後述（4）②で検討している。

そして、IASB は、どの項目がその他の包括利益に含まれなければならないかについて、２つのアプローチすなわち (a)「狭いアプローチ」と (b)「広いアプローチ」を提示している。これらのものは、その他の包括利益規定法に基づき、それらがその他の包括利益に含まれる適格性（eligible）がない場合には、それらを純利益において収益費用項目として認識することを要求している（Ibid., p.9）。これらの関係は、図５のように示すことができる。

ここで「橋渡し項目」とは、財政状態計算書上で使用する測定属性（再測定値）と損益計算書における純利益上で使用する測定属性（原価ベースの測定値等）とを異なったもので測定するので、これらの２つの測定値間の差異の変動を表すために、その他の包括利益に表示される項目のことであり、それら２つの間の橋渡し（bridge）を行うものである（IASB［2013a］par.8.56）。

例えば、2012公開草案 IFRS 第９号「分類と測定：IFRS 第９号の限定的修正」において、IASB は、一定の状況の下において、財政状態計算書上公正価値で測定を行い、他方、損益計算書における純利益上で認識される金額を決定するために償却原価で測定しなければならないことを提案している。このその他の包括利益で認識された橋渡し項目としての累積金額は、負債性金融商品（debt instrument）の公正価値と償却原価との間の差異である[10)]。このように、１つの項目に対して異なった２つの測定を行うことが、（恐らく複数の表示科目を用いて）純利益上の収益費用の全ての金額を認識すること、又は財務諸表の注記で、他の測定値の開示を伴った主要財務諸表上で１つの測定値の結果を認識することよりも、より目的適合的な情報を提供する場合に計上されるものである。

図５　リサイクリングについての２つのアプローチ

「広い」アプローチにおいてその他の包括利益に含まれる項目

「狭い」アプローチにおいてその他の包括利益に含まれる項目

橋渡し項目	ミスマッチのある再測定	一時的な再測定
何がこれらの項目を純利益で認識される項目と区別するのか。		
収益費用項目は、次の差額を表している。 (a) 純利益を決定するのに使用された測定値と (b) 財政状態計算書上で使用された再測定値	収益費用項目は結び付けられた資産負債ないし過去又は予定された取引の一部の影響を示している。IASBの意見では、その項目は企業がその期間において経済的資源に対して行ったリターンについてほとんど目的適合的な情報を提供していないという不完全な影響を表している。	この項目は、次の全ての規準を満たしている。 (a) 資産負債は、実現ないし決済のために長期的なものであり、 (b) その他の包括利益で認識される金額は、全部が元に戻るか又は著しく変動し、かつ (c) その他の包括利益の使用は、純利益の項目の目的適合性や理解可能性を高める。
いつその他の包括利益で認識された項目を純利益に振替える（リサイクルする）のか。		
純利益に表示する認識測定の基礎に従ってリサイクリング	その項目が対応する項目と一緒に表示できる時にリサイクリング	ある種のその他の包括利益項目について、純利益で目的適合的な情報を提供するならば、その時にリサイクリング

（出所）IASB［2013b］p.9

また、「ミスマッチのある再測定」とは、（例えば、ヘッジのためにデリバティブを用いる場合のように、）ある結び付いた集合体の項目の１つ（又は１項目の一部）が、現在価値へ規則的に再測定され、他方、それに結び付いた他の項目が再測定されないないし後になるまで全く認識されない時に生じる項目のことである。このようなミスマッチのある再測定は、収益費用項目が結び付いた項目を余りにも不完全にしか表さないので、その項目は、企業がその期間の経済的資源に対して得たリターンについてほとんど目的適合的な情報を提供していないし、また、純利益でミスマッチのある再測定を認識することは、純利益に含まれた金額の理解可能性や予測価値を減少させるであろう（Ibid., par.8.62）と考えられる。

このようなものの具体例としては、例えば、IFRS は、デリバティブが予定取引をヘッジするために使用される場合[11]や企業が、その表示通貨に在外営業活動体への投資を換算する時に生じる為替差損益等がある[12]（Ibid., par.8.63）。

そして、「一時的な再測定」とは、次のような要件を満たす項目である（Ibid., par.8.88）。すなわち、(a) 資産の実現又は負債の決済が長期にわたり行われること、(b) 当期の測定が、資産負債の保有期間にわたり、全て元に戻るか又は著しく変動する可能性が高いこと、(c) 当期の再測定の全部又は一部をその他の包括利益に認識することにより、企業が自らの経済的資源に対して得たリターンの主要な指標としての純利益の目的適合性と理解可能性が高まることである。

このように、IASB は、リサイクリングアプローチに基づいてリサイクリングを行おうとしている。そこで、以下では、各々のアプローチについてもう少し詳しく検討していくこととする。

(4) 狭いアプローチ

① 区分原則

上述のように、IASB は２つのリサイクリングアプローチを提案しているが、その第１は、狭いアプローチである。このアプローチでは、収益費用項目が純利益ないしその他の包括利益で認識される資格があるか否かを決定するのに、表９のような原則を適用している。

表９　狭いアプローチにおける純利益とその他の包括利益との区分原則

原則１	主たる業績	純利益で表示される収益費用項目は、企業がある期間において経済的資源に対して獲得したリターンについての主要な情報源を提供する。
原則２	純利益と OCI の区分基準	全ての収益費用項目は、ある項目のその他の包括利益での認識が当該期間の純利益の目的適合性を高めるものでない限り、純損益で認識しなければならない。
原則３	リサイクリングのタイミング	その他の包括利益で認識された項目は、その後純利益へ振替（リサイクル）をしなければならない。これは、振替が目的適合的な情報をもたらす時に行う。

（出所） IASB［2013a］par.8.40を参考にして著者作成

原則１は、純利益で表示される項目が、企業リターンすなわち企業業績についての主要な情報源であること、すなわち純利益が主たる業績指標であることを示している。原則２は、純利益とその他の包括利益の区分基準として、原則として全ての収益費用項目は補集合として純利益で表示されるが、例外として、その他の包括利益規定法に基づき、純利益の目的適合性を高める場合には、その他の包括利益での表示を IASB が会計基準において許容ないし要求する。このようにその他の包括利益における収益費用項目の認識が純利益の目的適合性を高める場合として、例えば、そのことが、純利益で表示される経済的資源のリターンをより理解可能なものとする場合や純利益での項目の予測価値を高める場合等がある。そして、原則３は、リサイクリングのタイミングとして、リサイクリングが目的適合的な情報を提供するときに、全てのその他の包括利益項目を純利益にリサイクルすることを要求するものである。

② 測定基礎とリサイクリングとの関連

なお、原則２に関して、IASB は、表10のように、原価ベースの測定から生じる収益費用項目をその他の包括利益で表示することは、純利益の目的適合性を高めることにはならない（Ibid., par.8.47）という立場をとっている。

それゆえ、測定基礎とリサイクリングとの関連について、まず従来の収益費用中心観に基づく発生主義会計の下で計上される原価ベースの測定項目たる損益は、その他の包括利益に表示せず、全て純利益で表示されることとなる。このことは、歴史的な経緯からも合理的である。すなわち、従来の発生主義会計は、取得原価主義会計とも呼ばれ、過去における実際の取引価額（原価）を基礎として純利益の計算を行ってきたものであり、この観点からは原価主義会計は原価ベースの測定による純利益

表10　測定属性とリサイクリングとの関係

測定属性	収益費用中心観	原価	（原価ベースによる収益費用）全て純利益で表示		リサイクリング	―
	資産負債中心観	時価＊1	一部	純利益表示		
			一部	その他の包括利益表示		する・しない＊2

＊1：時価＝再測定　　＊2：狭いアプローチでは全てリサイクルする。広いアプローチでは一部リサイクルしない。なお：ASBJ の連結環アプローチでは全てリサイクルする。
（出所）　著者作成

の計算であるので、このような原価ベースの測定に基づく損益は当然にその他の包括利益はなく、純利益として計算表示されるべきものであると考えられるからである。

他方、資産負債中心観の観点から新たに計上されることとなった原価以外の測定属性（再測定）の場合に、純利益表示又はその他の包括利益表示となる。すなわち、従来の原価ベースの測定ではなく、再測定（時価評価）を行う場合には、評価損益等が計上されることとなる。この際、一部は、例えば、純利益表示を選択した株式等のように、それに関連する損益は純利益に計上されることになる。また、他の一部は、例えば、その他の包括利益表示を選択した株式等のように、それに関連する損益はその他の包括利益に計上されることとなる。しかもこの場合、後者のその他の包括利益に計上される項目の中には、IASB の考えでは、さらにリサイクリングを行うものと行わないものとがあるということとなる。

③　狭いアプローチ（アプローチ２A）の考え方

この狭いアプローチ（アプローチ２A）は、全ての収益費用項目は、いつかは純利益で認識（リサイクル）しなければならないと考えるアプローチである。それゆえ、このアプローチの下では、リサイクリングのタイミングとして、リサイクリングが目的適合的な情報をもたらす場合には、以前にその他の包括利益において認識された全ての項目は、その後の期間において純利益にリサイクルしなければならない。多くの場合、これは実現、決済ないし減損時になされるが、例えば、ヘッジ会計のように、あるケースでは、別の時期にリサイクルを行う必要があろう（Ibid., par.8.52）と考えられている。

なお、このアプローチの適用は、もしリサイクリングがその後の期間において目的適合的な情報をもたらさない場合には、収益費用項目は、その他の包括利益で認識する資格がないことを意味する（Ibid., par.8.53）。そして、このアプローチにおいては、図６のように、橋渡し項目とミスマッチのある再測定という２つの項目グループのみが、その他の包括利益に認識する資格がある（Ibid., par.8.54）と考える。

なお、橋渡し項目やミスマッチのある再測定概念の現行及び提案されたその他の包括利益項目への適用については、表11を参照されたい。

図6　アプローチ2A：橋渡し項目とミスマッチのある再測定概念の適用

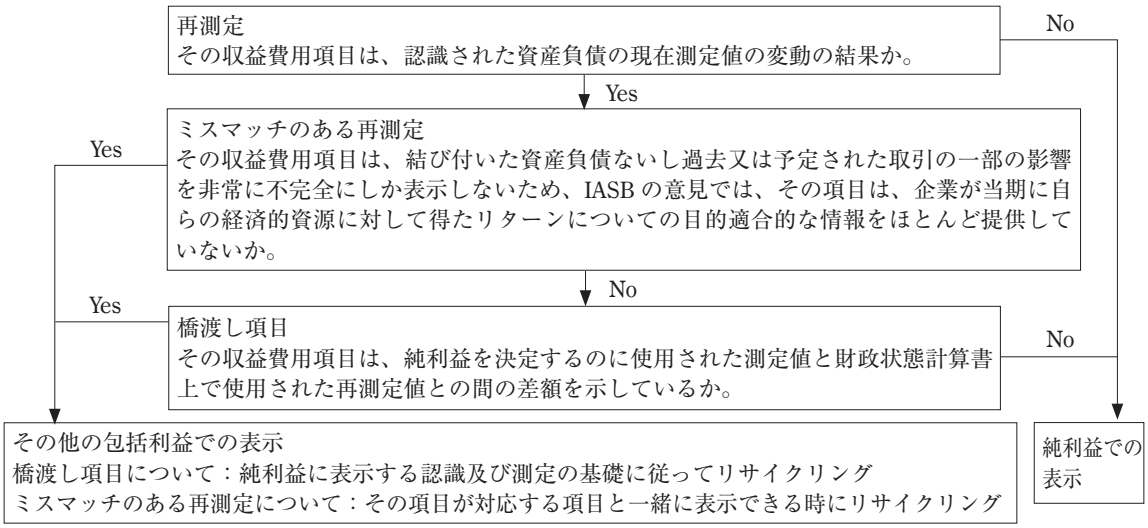

（出所）IASB［2013a］par.8.69

表11　橋渡し項目やミスマッチのある再測定概念の現行及び提案されたその他の包括利益項目への適用

IFRS 又は IFRS 案	認識されている資産負債	OCI 項目	BI	MR	現行 IFRS の取扱と橋渡し項目又はミスマッチのある再測定との不一致
IFRS 第 9 号 2012ED	OCI を通じて公正価値で測定する金融資産	割引率の変動	Yes	No	
保険契約 2013ED	保険契約	割引率の変動	Yes	No	
IAS 第16号、第38号、IFRS 第 6 号	有形固定資産、無形資産、探査及び評価資産	再評価益又は戻入れ	?	No	橋渡し項目なる可能性がある。再評価金額は、企業がその資産を処分した時受け取る金額を表している。そして、減価償却した取得原価は使用ないし消費の金額を表している。 橋渡し項目の規準を満たすために必要な考えられる修正：(1) 減価償却ないし償却は、当初の取得原価に基づく必要があり、(2) 認識の中止や減損に基づきリサイクリング。8.75項の議論を参照
IAS 第19号	年金―確定給付資産負債の純額	再測定	?	No	8.73項の議論を参照
IAS 第21号	在外営業活動体への純投資（及びヘッジ）	為替差額	No	Yes	
IFRS 第 9 号 2010ED	キャッシュ・フロー・ヘッジ手段	公正価値の変動の有効部分	No	Yes	

IFRS 第９号	純利益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融負債	発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動	No	?	ミスマッチのある再測定となる可能性がある。企業自身の信用リスクに起因する公正価値の変動は、そののれんの変動に結び付いている。自己創設のれんは認識されないので、のれんの価値変動は、自己の信用に関連する影響と同時には認識されない。 ミスマッチのある再測定となるために必要な考えられる修正：過去にその他の包括利益で認識した金額を、その負債が満期以前に移転される時にリサイクルする。
IFRS 第９号	資本性金融商品に対する指定された投資	公正価値の変動	No	No	運用可能な減損モデルが開発されるまで、橋渡し項目又はミスマッチのある再測定のどちらにも適合しない可能性が高い。さらに、公正価値は一般に、一部の戦略的な投資を除き、資本性金融商品についての業績の最も目的適合的な測定値と考えられている。

OCI 項目：その他の包括利益項目、BI：橋渡し項目、MR：ミスマッチのある再測定
（出所）IASB［2013a］par.8.71（一部修正）

④　狭いアプローチの長所・短所

上述の検討を前提として、狭いアプローチの長所・短所には、次のようなものがある。

狭いアプローチの長所としては、その他の包括利益に計上された全ての項目が純利益へリサイクルされるので、従来の純利益概念が維持される可能性があることである。他方、このアプローチの短所として、これまでその他の包括利益に計上が認められてきた項目の一部がその他の包括利益に計上できないという可能性があることである。

(5) 広いアプローチ

①　内容と区分原則

表12　広いアプローチにおける純利益とその他の包括利益との区分原則

原則１	主たる業績	純利益で表示される収益費用項目は、企業がある期間において経済的資源に対して獲得したリターンについての主要な情報源を提供する。
原則２	純利益と OCI の区分基準	全ての収益費用項目は、ある項目のその他の包括利益での認識が当該期間の純利益の目的適合性を高めるものでない限り、純利益で認識しなければならない。
原則３	リサイクリングのタイミング	過去にその他の包括利益に認識した項目は、振替が目的適合性のある情報をもたらす場合に、かつその場合のみ、純利益への振替（リサイクル）をすべきである。

（出所）IASB［2013a］pars.8.81-8.83を参考にして著者作成

広いアプローチは、狭いアプローチの橋渡し項目とミスマッチのある再測定の他に、一時的な再測定の項目を含めるアプローチである。

この広いアプローチでは、収益費用項目が純利益ないしその他の包括利益で認識される資格があるか否かを決定するのに、表12のような原則を適用している。なお、原則１・２は、狭いアプローチのそれと同じである。

図7　アプローチ2B：橋渡し項目、ミスマッチのある再測定及び一時的な再測定概念の適用

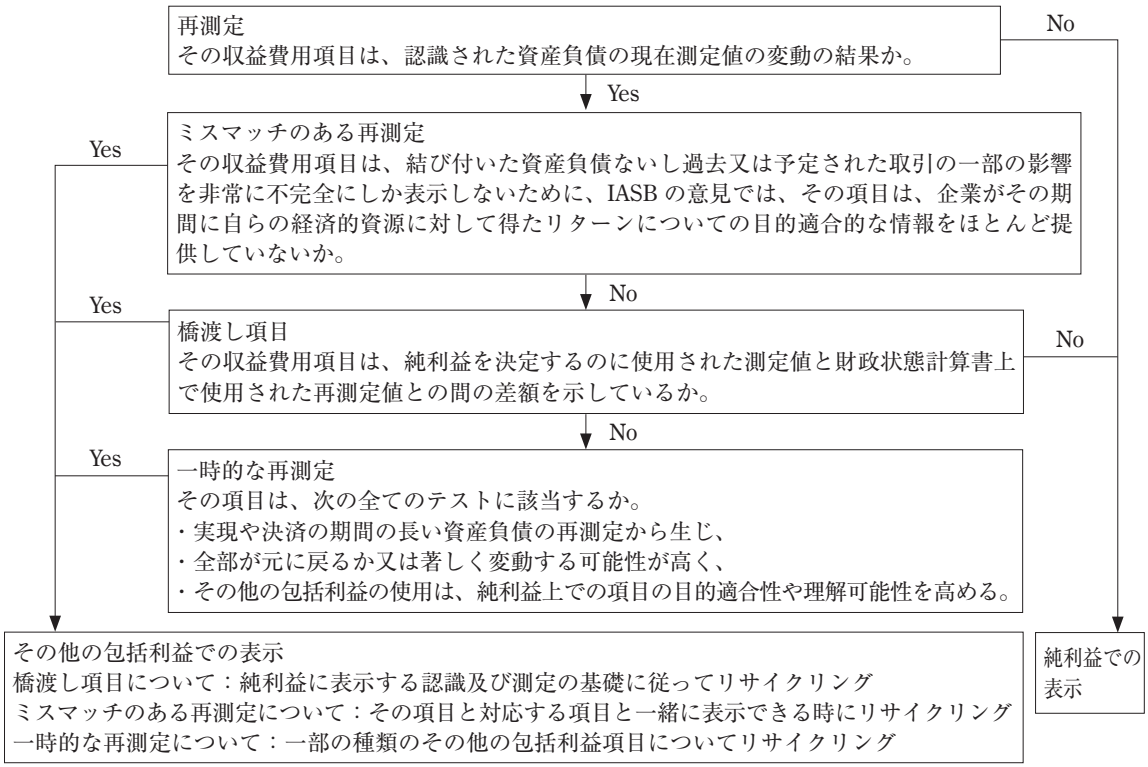

（出所）IASB［2013a］par.8.93

原則３の狭いアプローチのそれとの差異は、広いアプローチでは、ある項目がその後のリサイクリングに適格とならない場合であっても、その他の包括利益に認識される場合がある。したがって、広いアプローチでは、狭いアプローチよりもより広い範囲の収益費用がその他の包括利益に認識される可能性がある（Ibid., par.8.84）ということである。この場合、目的適合性がこの原則の鍵となる概念であるが、これは非常に抽象性が高い概念であり、どのようにでも解釈可能であり、論者によって解釈が異なる可能性がある。

なお、広いアプローチにおける橋渡し項目、ミスマッチのある再測定概念及び一時的な再測定の適用は、図７に、そして、このアプローチを現行及び提案されたその他の包括利益へ適用は、表13に示したとおりである。

表13　現行及び提案されている取扱へのアプローチ２B の適用

IFRS 又は IFRS 案	認識される資産負債	OCI 項目	OCI か[*1]	OCI 処理の根拠[*2]
IFRS 第９号 2012ED	OCI を通じて公正価値で測定する金融資産	割引率の変動	Yes	橋渡し項目

保険契約 2013ED	保険契約	割引率の変動	Yes	橋渡し項目
IAS 第16号、第38号、 IFRS 第６号	有形固定資産、無形資産、探査及び評価資産	再評価益又は戻入れ	Yes	一時的な再測定
IAS 第19号	年金―確定給付資産負債の純額	再測定	Yes	一時的な再測定
IAS 第21号	在外営業活動体への純投資（及びヘッジ）	為替差額	Yes	ミスマッチのある再測定
IFRS 第９号 2010ED	キャッシュ・フロー・ヘッジ手段	公正価値の変動の有効部分	Yes	ミスマッチのある再測定
IFRS 第９号	純利益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融負債	発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動	Yes	一時的な再測定
IFRS 第９号	資本性金融商品に対して指定された投資	公正価値の変動	Yes	一時的な再測定

＊１：OCIか：アプローチ２Bを使用したOCI項目か
＊２：OCI処理の根拠：現行及び提案されているIFRSを基礎としたOCI処理の根拠
（出所）IASB［2013a］par.8.94（一部修正）

② 広いアプローチの長所・短所

上述の検討を前提として、広いアプローチの長所・短所には、次のようなものがある。

広いアプローチの長所としては、これまで認められてきた全てのその他の包括利益項目がその他の包括利益として計上可能であることである。他方、このアプローチの短所としては、その他の包括利益項目のうち一部のものが純利益にリサイクルされないので、従来の純利益概念の変容が生じ、それを維持することができないことである。

(6) 連結環アプローチ

前述のIASBの２つのアプローチに対して、我が国のASBJは批判的な立場を表明している。すなわち、ASBJは、まず純利益概念を包括利益概念等と共に財務諸表の構成要素とし、明確な定義と位置付けをすることを提案し、さらに、その他の包括利益に入る項目分類を、IASBのように２つないし３つに分類する（分類アプローチ）のではなく、それらに分類しない単一分類である連結環概念（無分類アプローチ）を提案している（西川［2013a］5-14項）。すなわち、その他の包括利益項目は、特定の種類に分類されるというよりも、最終的に全て解消される一時的な仮勘定に過ぎないという考え方（野村［2014］16頁）である。そしてリサイクリングに賛成すると共に、それが生じるケースとして、㋐関連する資産又は負債の認識の中止が行われる時点、㋑関連する資産について減損損失が認識される時点、㋒時の経過に従って自動的な戻入れが生じる時点を考えている。さらに、これらの「状況のすべてにおいて、リサイクリングは仕組みとして自動的に達成されることになるので、リサイクリングのない項目は存在しない。」としている（西川［2013a］、50項）。つまり、ASBJの見解は、前掲表７のように、以前公表されているASBJの概念的枠組みに関する討議資料と同様に、その他の包括利益項目を細目に分類せず、純利益とその他の包括利益の連結環として捉え、全てのその他の包括利益項

目をリサイクルする（連結環アプローチ）（西川［2013b］13頁）という立場を採用している。

3　討議資料の問題点

(1) 純利益とその他の包括利益の規定方法

前述のように、ASB の討議資料では、包括利益のうち、まずその他の包括利益を IFRS が独立的に決定し、それ以外のものを従属的に純利益として位置づけている。しかし、その他の包括利益の発生原因を歴史的に遡ると、歴史的には、収益費用中心観の観点から適正な期間損益計算のために過去の収支に基礎を置いた発生主義会計に基づき純利益概念が先に存在し、その後、投資意思決定のために有用な企業のリスクと財務実態の開示という視点から資産負債中心観に基づく公正価値会計が一部に導入されると共に包括利益概念が登場してきた。そして、従来の純利益に当てはまらない両利益観の調整項目をその他の包括利益と名付けた。この歴史的な観点からすれば、純利益が独立変数であり、その他の包括利益が従属変数ないし補集合として位置づけられる。この立場は、ASBJの立場とも共通するものである[13)]。すなわち、有用な財務業績の報告の観点からは、有用な財務業績の報告に役立つ純利益に関する財務情報を提供することが重要であるので、その他の包括利益に依存することなく、純利益を独立的に定義することが必要であると考えられる。

(2) リサイクリングに関する考え方と純利益概念の維持の必要性

リサイクリングに関して、現行の IASB では、例えば、その他の包括利益オプションを選択した場合の戦略的投資等のように、その他の包括利益に計上された項目を必ずしも全て純利益へリサイクルすることを要求していない。これに対して、現行の我が国の考え方は、基本的に全てのその他の包括利益を、それが実現 , リスクから解放ないし成果が不可逆となったときに[14)]、純利益へリサイクルするという考え方である。

このようなリサイクリングが必要なのは、従来の純利益の方が包括利益よりも、受託責任の解除のために、及び投資意思決定のために、より有用な情報を提供できると考えるからである。すなわち、まず受託責任の解除のために、伝統的に発生主義会計に基づいて実際取引による過去の収支に基礎を置いて計算された純利益に関する財務情報を提供することが有用であるということは、従来から認められてきていることである。また、投資意思決定のために有用な情報を提供することに関連して、企業価値の計算アプローチとして、伝統的に過去の利益から将来の利益を見積り、それを基礎として将来キャッシュ・フローを見積り、さらにそれを基礎として現在の企業価値を見積もるインカム・アプローチに属する方法である配当割引モデルやオールソンモデル等が採用されてきた（岩崎［2012b］78頁）。この時に使用されるのが過去の利益としての実現利益（純利益）である。これに関して IASB も、業績指標の要約数値として、実務上純利益は包括利益よりも頻繁に用いられている（IASB［2013a］par.8.16）として、純利益の有用性を認めている。

このような純利益概念を維持するために、その他の包括利益に計上された項目を、それが解消する

時点で、全て純利益へリサイクルすることによって、従来の発生主義会計に基づき純利益を計算表示する仕組みを維持することが必要となる。

(3) リサイクリングに関するアプローチ

上述の（2）の考え方が支持されるとすれば、ASBJ の主張と同様に、従来の純利益概念を維持するために、全てのその他の包括利益項目はそれが実現等の一定の事実が発生した時に、純利益へリサイクルする必要がある。それゆえ、リサイクリングアプローチとしては、表14のように、②の広いアプローチでかつ、一部のみをリサイクルするのではなく、全てをリサイクルする方法（「広い全部リサイクリングアプローチ」ないし「連結環アプローチ」）が適切であると考えられる。

表14　リサイクリングに関するアプローチ

リサイクリング		アプローチ		内　　容	リサイクル	
リサイクリング	しない	(1) リサイクリング禁止アプローチ		リサイクリングを行わないというアプローチ	—	
	する	(2) リサイクリングアプローチ	①狭いアプローチ	橋渡し項目とミスマッチのある再測定のみを計上し、全てをリサイクルするアプローチ	リサイクル	全部
			②広いアプローチ	橋渡し項目、ミスマッチのある再測定及び一時的な再測定を計上し、その一部又は全部をリサイクルするアプローチ		一部 全部

（出所）著者作成

Ⅲ　むすび

以上のように、本稿では、IASB が公表している概念的枠組みに関する討議資料等の文献の検討を通じて、どのようにその他の包括利益項目がリサイクルされるべきかについて検討してきた。この検討によって、次のことが明らかにされた。

IASB は、有用な財務情報の提供やリサイクルを行うために、二元的利益概念を採用し、包括利益概念と共に純利益概念を維持することとしている。また、リサイクリングに関してリサイクリングアプローチを採用し、リサイクリングに賛成している。そして、リサイクリングアプローチとしては、広狭２つのアプローチを列挙し、どちらかにしていく予定である。この場合、狭いアプローチは、全てのその他の包括利益を実現時等に純利益へリサイクルする長所があるけれども、現在認められている全てのその他の包括利益項目を計上できない可能性があるという短所がある。他方、広いアプローチは、現在認められている全てのその他の包括利益項目を計上できるという長所があるが、その他の包括利益のうち一部のものについてリサイクルを行わないので、財務業績のボトム・ラインとしての従来の純利益概念が変容する可能性があるという短所がある。

しかし、リサイクリングは、伝統的な発生主義会計により計上される収益費用中心観的な純利益概念を維持するためのものなので、広いアプローチにおいて一部のその他の包括利益項目のリサイクル

を行わないことは問題であり、全てのその他の包括利益を純利益へリサイクルすべきである（広い全部リサイクリングアプローチないし連結環アプローチ）。このことによって、全体として、一方において企業のリスクや財務実態の開示に有効な資産負債中心観的な包括利益が表示できると共に、他方において主たる財務業績を示す収益費用中心観的な純利益が表示できることとなる。その結果、従来の純利益概念が維持でき、かつ発生主義会計をベースとして受託責任の解除や投資意思決定のために有用な財務情報が提供できるものと考えられる。

〔注記〕

1） 本稿では、一計算書アプローチに基づき純利益とその他の包括利益という２つの利益概念を含む計算書を単に包括利益計算書といっている。

2） なお、現在では、包括利益が連結財務諸表上制度化されており、包括利益が連結財務諸表上においては、IASB が考えるような一種の業績とも考えられる。

3） なお、土地の再評価差額については、例外的にリサイクルされず、利益剰余金ではなく、資本剰余金とされる。また、収益費用ないし評価差額をどこで表示し、そしてリサイクリングを行うか否かの関係を整理すれば、図８のとおりである。

図８　収益費用の表示をリサイクリングとの関係

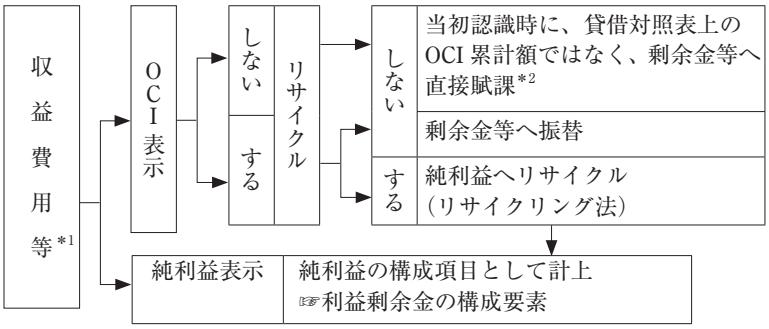

＊1：評価差額
＊2：包括利益計算書が制度化されていない時等に使用
（出所）著者作成

4） なお、IASB は特定の１つの数値のみを業績と考えておらず、その他のよく使用される業績指標として、①例えば、営業売上（RFO）ないし営業収益（OI）などの「表示項目」（line items）、②売上総利益（GP）及び③ EBITDA がある（IASB［2013a］par.8.16）としている。

5） なお、ASBJ も純利益とその他の包括利益を分ける二元的利益概念に賛成している（西川［2013a］５項）。また、純利益とその他の包括利益との相違は、名目資本維持を前提とすれば、本質的には（期間帰属の）時期の相違であり（同上、50項）、それゆえ、全てのその他の包括利益項目はその解消時に純利益へリサイクルされるべきであると考えている。

6） これは、一種の補集合と考えられる。

7） FASB が1980年12月に公表した財務会計概念書第３号『営利企業の財務諸表の構成要素』（SFAC ３）において、包括利益概念が初めて公式に導入された。そして、84年12月に公表した財務会計概念書第５号『営利企業の財務諸表における認識・測定』（SFAC ５）において、稼得利益・包括利益結合計算書の作成が提案された。さらに、これに対応する形で、FASB は、1997年６月に財務会計基準書第130号『包括利益の報告』を公表し、そこにおいて包括利益計算書の作成を規定した。この場合、基本的には、包括利益から稼得利益を差し引いた金額を「その他の包括利益」と呼んだ。なお、IAS 第１号「財務諸表の表示」では、純利益に含まれない収益費用をその他の包括利益とし，（その他の包括利益を除く）収益から費用を控除したもの純利益としている（IASB［2001］par.7）。

8） 補集合とは、１つの定まった集合（全体集合）を考えたとき、その中の部分集合（甲）に対して、全体集合の要素であって、集合（甲）の要素ではない集合のことである。例えば、自然数について、偶数全体の集合の補集合は奇数全体の集合である。なお、石川［2013b］［2013c］を参照されたい。

9） 例えば、西川［2013a］５項を参照されたい。

10） IASB の見解では、この（２つの測定の報告）表示は、負債性金融商品が保有される事業モデルに基づいて、一定の状況の下において、企業の財政状態及び業績を最もよく反映し、そして、それゆえ、将来キャッシュ・フローの金額、タイミング及び不確実性を見積もるための最も目的適合的な情報を財務諸表の利用者に提供すると考えている（Ibid., par.8.57）。

11） デリバティブの公正価値の変動は、予定取引から生じる収益費用以前の期間に生じることがある。デリバティブとヘッジ対象項目の影響が、同時に表示されるまで、デリバティブの再測定から生じる利得損失は、企業がその期間中にその資源から得たリターンについて最も目的適合的な情報を提供しないであろうと主張できる。ヘッジが有効でかつヘッジ会計について適格である限り、IFRS に従って、企業はデリバティブの利得損失をその他の包括利益で報告し、その後予定取引が純利益に影響するときに、純利益にその利得損失をリサイクルする。このことが、財務諸表の利用者がヘッジ関連の成果を理解することを可能にするであろう（Ibid., par.8.63）。

12） これは、その再測定は、どのように為替レートの変動が、在外営業活動体への投資の価値に影響を及ぼしているのかについて、不完全な記述のみを提供するからである。これは、未認識の資産、特にのれんや無形資産の価値への影響を捉えていない。さらに、これは、原価を使用して測定された非貨幣項目の資産負債の外貨で表示された価値に、どのような為替レートの変動が影響を及ぼしているのかを捉えていない。しかし、ある人は、外国為替の再測定は、在外営業活動体の資本維持をすることであり、それゆえ、資本維持修正とみなしうると主張している。この考え方を持つ人は、この為替差損益は包括利益計算書に認識すべきではないと考えている（Ibid., par.8.64）。

13） ASBJ は、2007年の討議資料や2013年のペーパーにおいて、その他の包括利益に依存させないで、純利益を定義している（西川［2013a］16項）。

14） 2013年のペーパーでは、企業の事業活動に関する不確実性が、成果が不可逆となるか又は不可逆

とみなされるところまで減少したときに、純利益へ計上すなわちリサイクリングを行うこととしている（西川［2013a］22項）。

〔参考文献一覧表〕

赤城諭士［2003a］「包括利益概念に基づく業績報告①」『企業会計』第55巻第９号94-96頁
―――［2003b］「包括利益概念に基づく業績報告②」『企業会計』第55巻第10号94-96頁
石川純治［2013a］「現代会計の見方・考え方　第７回　貸借対照表の現代的変容」『週刊　経営財務』3124号32-35頁
―――［2013b］「現代会計の見方・考え方　第８回　OCI は何処から来るか」『週刊　経営財務』3127号32-35頁
―――［2013c］「現代会計の見方・考え方　第９回　OCI の諸相」『週刊　経営財務』3130号36-39頁
岩崎勇［2012a］「IFRS の概念フレームワークの認識問題について」『經濟學研究』第79巻第４号71-94頁
―――［2012b］「利益概念と情報価値」『經濟學研究』第79巻第１号67-93頁
―――［2013a］「IFRS 概念フレームワークにおける測定問題について―ハイブリッド観とホーリスティック観との比較を中心として―」『産業経理』第73巻第１号31-40頁
―――［2013b］「IASB の概念フレームワークにおける測定問題について―2013年討議資料等を中心として―」『經濟學研究』第80巻第４号１-26頁
海老原崇［2008a］「利益の質に関する実証研究（1）」『企業会計』第60巻第11号108-109頁
―――［2008b］「利益の質に関する実証研究（2）」『企業会計』第60巻第12号108-109頁
小野正芳［2010］「包括利益の計算基礎」『千葉経済論叢』第43号27-40頁
―――［2012］「当期純利益情報の混乱―資本維持の観点から―」『千葉経済論叢』第46号１-16頁
企業会計基準委員会（ASBJ）［2014］『ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対するコメント』
岸川公紀［2008］「包括利益計算書と実現概念」『産業経理』第68巻第２号114-122頁
菊谷正人［2013］「『その他の包括利益』の会計処理に関する理論的考察」『会計・監査ジャーナル』第700号67-74頁
倉田幸路［1999］「包括利益をめぐる諸問題」『産業経理』第59巻第１号47-56頁
武田隆二［2008］「純利益 VS 包括利益」『企業会計』第60巻第12号113-123頁
角ヶ谷典幸［2012］「ホリスティック会計観」99-105頁『国際会計の概念フレームワーク―最終報告―』国際会計研究学会
徳賀芳弘［2007］「業績報告のあり方について」『企業会計』第59巻第１号86-93頁
西川郁夫［2013a］『純利益／その他の包括利益及び測定』企業会計基準委員会（ASBJ）
―――［2013b］「当期純利益と OCI リサイクリング」『季刊　会計基準』第43号11-14頁
野村嘉浩［2014］「IFRS における純利益と包括利益」『JFAEL ニュースレター』会計教育研修機構第３

号16-17頁
弥永真生［2012］「その他の包括利益」『企業会計』第64巻第３号89-93頁
IASB［2001］*Presentation of Financial Statements,* April 2001.
――［2013a］*Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting,* July 2013.
――［2013b］*Discussion Paper: Snapshot : Review of the Conceptual Framework*, July 2013.
IASC［1989］*Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements,*1989.

〔九州大学大学院経済学研究院　教授〕